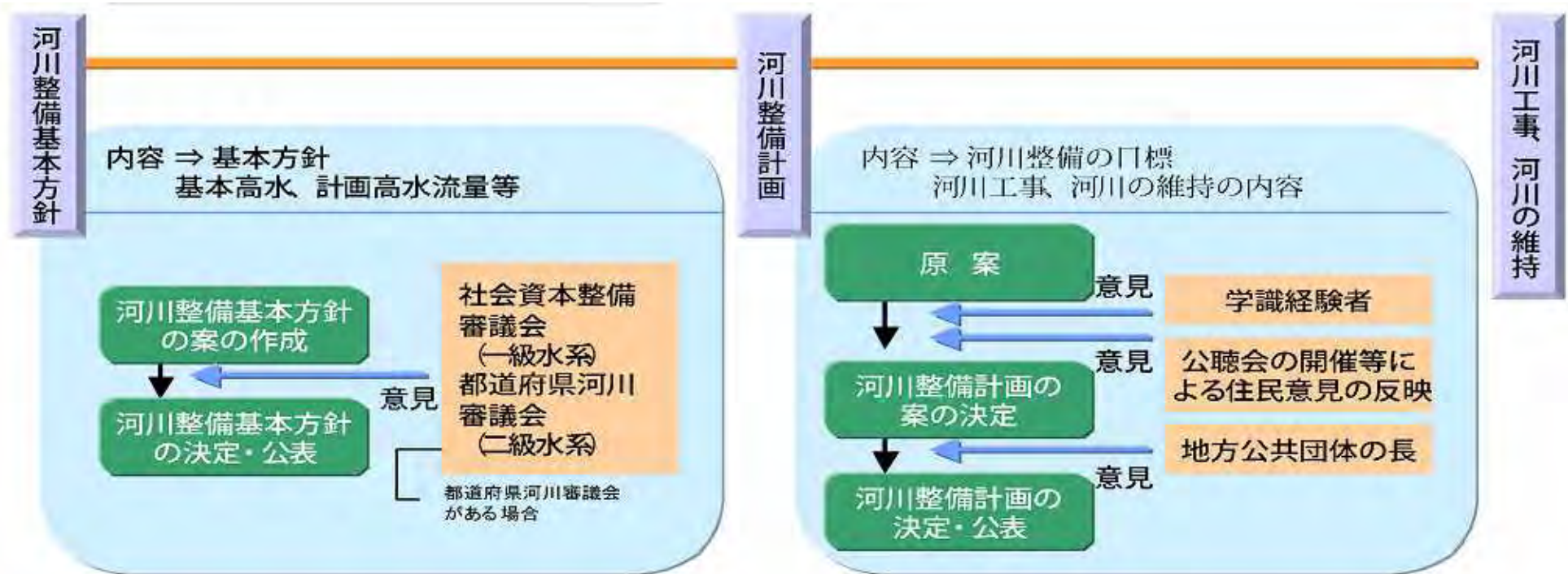


木曾川水系河川整備計画 たたき台(骨子)

平成19年9月15日

河川整備基本方針と河川整備計画の策定の流れ

長期目標となる「基本方針」と
それに基づく20～30年間の「整備計画」の2本立て



木曽川水系河川整備基本方針（案）の概要

基本高水のピーク流量等

河川名	基準地点	確率規模	基本高水ピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
木曽川	犬山	1/200	19,500m ³ /s	6,000m ³ /s	13,500m ³ /s
長良川	忠節	1/100	8,900m ³ /s	600m ³ /s	8,300m ³ /s
揖斐川	万石	1/100	6,300m ³ /s	2,400m ³ /s	3,900m ³ /s

流水の正常な機能を維持させるために必要な流量（正常流量²）

河川名	基準地点	正常流量
木曽川	今渡	概ね150m ³ /s(かんがい期) 概ね 80m ³ /s(非かんがい期)
長良川	忠節	概ね 26m ³ /s
揖斐川	万石	概ね 30m ³ /s



- 1 社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会で木曽川水系河川整備基本方針の審議終了。河川分科会に報告され決定される予定。
- 2 流水の占用、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべきであるとして定められた流量（維持流量）およびそれが定められた地点より下流における流水の占用のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量であって適正な河川管理のために定めるものをいう。 2

河川法に基づき河川整備計画に定める事項

条文

河川法施行令第10条の3項
一 河川整備の目標に関する事項

河川法施行令第10条の3項
二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場
所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の
場所

河川整備計画たたき台(骨子)

計画対象区間(案) P 6
計画対象期間(案) P 6
整備計画の目標(案)
治水 P 7、P 9、P 11、P 14
流水管理・水利用 P 16、P 18、P 19
環境 P 21

主な整備メニュー(案)
治水 P 15
流水管理・水利用 P 20
環境 P 22

主な整備メニュー(案)
維持管理 P 24

なお、施行の場所については次回別途提示する3

木曽川水系河川整備計画 たたき台(骨子)

木曽川水系河川整備計画構成（案）

現状と課題

治水、流水管理・水利用、環境、維持管理

計画対象区間（案）・計画対象期間（案）

河川法施行令第10条の3項、一

河川整備計画の目標（案）

治水、流水管理・水利用、環境の目標

河川法施行令第10条の3項、一

河川工事及び河川の維持の目的、種類（整備メニュー）（案）

治水、流水管理・水利用、環境、維持管理

なお、施行の場所については次回別途提示する

河川法施行令第10条の3項、二

附 図

河川整備計画の目標（案）

計画対象区間（案）・計画対象期間（案）

【計画対象区間（案）】

指定区間外区間（大臣管理区間）並びに、
本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指
定区間及び流域とする

【計画対象期間（案）】

河川整備の当面の目標となる対象期間は概ね30年とする。

河川整備計画の目標(案)

治水の目標【木曾川】

現況施設能力 河道^{*1}で 約 11,800m³/s (日本ライン付近:約67k地点)
 ダム^{*2}で 約 800m³/s (昭和58年9月洪水)

考えられる選択肢〔目標流量〕

1. 現状のまま〔約12,600m³/s〕
 - 1-1 河道もダムも整備しない
(戦後最大洪水(昭和58年9月)〔約16,500m³/s〕が流下すると計画高水位を超える)
2. 戦後最大洪水(昭和58年9月)〔約16,500m³/s〕を計画高水位以下で安全に流下させる
 - 2-1 河道と新丸山ダムを整備する
3. 基本方針(案)流量〔19,500m³/s〕を計画高水位以下で安全に流下させる
 - 3-1 河道、新丸山ダム整備に加え、新たな治水機能を確保する

*1 HWL(計画高水位)評価による流下能力

*2 岩屋ダム・阿木川ダム・味噌川ダム・丸山ダムによる洪水調節を見込んでいる

河川管理者としての選択

2-1を選択

- ・財政の制約、効果の早期発現などを勘案し、戦後最大規模の洪水(昭和58年9月洪水)の実績を目標流量として、河道と新丸山ダムを整備する

木曽川流域図



新丸山ダム完成イメージ



凡 例	
	: 流域界
	: 県境
	: 河川
	: 大臣管理区間
	: ダム
	: ダム(建設中)
	: 堰
	: 基準地点

河川整備計画の目標(案)

治水の目標【長良川】

現況施設能力 河道^{*1}で 約 7,100m³/s (大縄場大橋付近: 約49k地点)
ダム^{*2}で 約 200m³/s (平成16年10月洪水)

考えられる選択肢〔目標流量〕

1. 現状のまま〔約7,300m³/s〕
 - 1-1 河道も遊水地等も整備しない
(戦後最大洪水(平成16年10月)〔約8,100m³/s〕に対し、中流域で浸水被害が発生する恐れがある)
2. 戦後最大洪水(平成16年10月)〔約8,100m³/s〕を計画高水位以下で安全に流下させる
 - 2-1 河道だけを整備する
(将来の遊水地等が開発される恐れがある)
 - 2-2 河道と一部の遊水地等を整備する
3. 基本方針(案)流量〔約8,900m³/s〕を計画高水位以下で安全に流下させる
 - 3-1 河道と遊水地等を整備する

*1 HWL(計画高水位)評価による流下能力

*2 内ヶ谷ダム(整備中: 岐阜県)による洪水調節を見込んでいる

河川管理者としての選択

2-2を選択

- ・ 財政の制約、効果の早期発現などを勘案し、戦後最大規模の洪水(平成16年10月洪水)の実績を目標流量とし、河道と一部の遊水地等を整備する。
- ・ なお、基本方針(案)に対応するために必要な遊水機能の保全についても措置を講ずるものとする。
- ・ 中流域での遊水地等の整備にあたっては、関係機関と調整するとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討する。
- ・ 支川については、近年の被害状況、改修状況、本川とのバランスを踏まえ対応するものとする。

長良川流域図



河川整備計画の目標（案）

治水の目標【揖斐川】

現況施設能力	河道 ^{*1} で	約 3,700m ³ /s	（鷺田橋下流付近：約44k地点）
	ダム ^{*2} で	約 1,500m ³ /s	（昭和50年8月洪水）
		約 600m ³ /s	（平成14年7月洪水）

考えられる選択肢〔目標流量〕

1．現状のまま

1 - 1 河道も新たな洪水調節施設も整備しない

（戦後最大洪水（昭和50年8月）〔約5,000m³/s〕を満足するが、根尾川型の戦後最大洪水（平成14年7月）〔約4,500m³/s〕が流下すると計画高水位を超える）

2．戦後最大洪水（昭和50年8月）〔約5,000m³/s〕及び

根尾川型の戦後最大洪水（平成14年7月）〔約4,500m³/s〕を計画高水位以下で安全に流下させる

2 - 1 河道だけを整備する

（2 - 1により、基本方針（案）流量〔6,300m³/s〕についても計画高水位以下で安全に流下可能）

河川管理者としての選択

2 - 1を選択

- ・戦後最大規模の洪水（昭和50年8月洪水）及び根尾川型の戦後最大規模の洪水（平成14年7月）の実績を目標流量として、徳山ダム（試験湛水中）及び横山ダム（再開発）の事業を継続しつつ、河道整備を実施する。
- ・支川については、近年の被害状況、改修状況、本川とのバランスを踏まえ対応するものとする。

*1 HWL(計画高水位)評価による流下能力

*2 徳山ダム（試験湛水中）・横山ダム（再開発）による洪水調節を見込んでいる

揖斐川流域図



徳山ダム (試験湛水中)



横山ダム (再開発)



揖斐川の降雨特性

降雨パターン

揖斐川本川型
(昭和50年8月洪水)



根尾川型
(平成14年7月洪水)



揖斐川流域等雨量線図 (総雨量)

■ : 総雨量400mm以上の範囲

河川整備計画の目標（案）

治水の目標【危機管理対策】

- ・ゼロメートル地帯を抱える木曽川水系では、計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波や、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合には、甚大な被害が発生する恐れがある。
- ・これらの被害を軽減するため、河川管理者として危機管理の目標をどのように設定すべきか。

考えられる選択肢

- 1．超過洪水と整備途上での施設能力以上の洪水を想定した危機管理対策が必要
- 2．1 + 大規模な高潮との複合型の外力を想定した危機管理対策が必要
- 3．2 + 大規模地震を想定した危機管理対策が必要

河川管理者としての選択

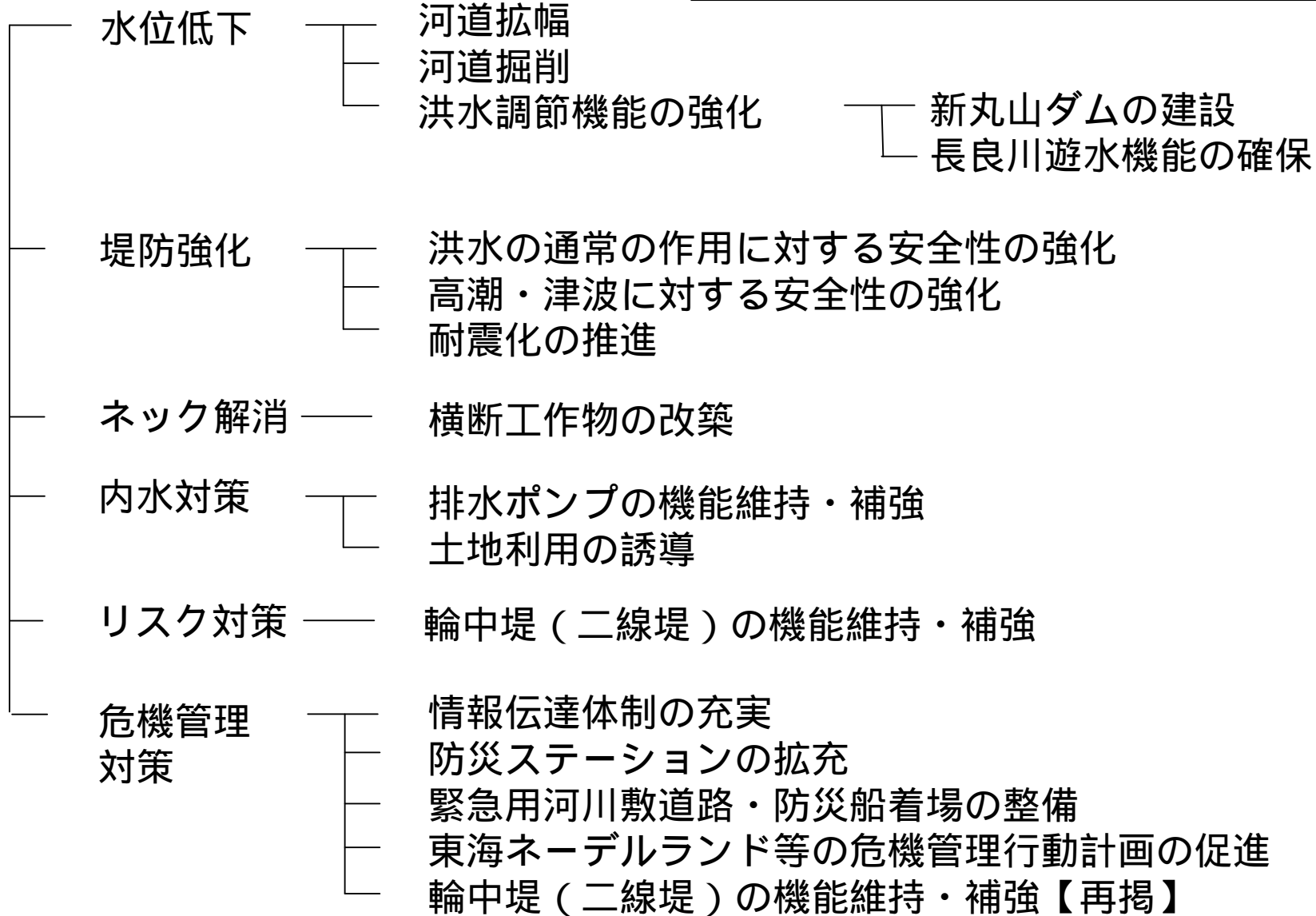
3を選択

- ・計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波とともに、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減できるよう、既存施設を活用しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。

主要な整備メニュー（案）

治水の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)



河川整備計画の目標(案)

流水管理・水利用の目標〔木曽川〕

実績の湧水流量(木曽成戸地点)

1/10規模の湧水時の流量 約 28m³/s

異常湧水時の最小流量(平成6年) 0m³/s

目標とする維持流量(木曽成戸地点)

動植物の生息 約 50m³/s

考えられる選択肢

1. 維持流量は現状のまま
 - 1 - 1 既存施設のみで対応
(既設阿木川ダム、味噌川ダムにより湧水時に〔 30m³/s 〕)
2. 維持流量の一部を回復
 - 2 - 1 水利用の合理化を推進する〔 + 〕
 - 2 - 2 新しい施設を整備する
(新丸山ダムにより1/10規模の湧水時に〔 40m³/s 〕)
(徳山ダムと木曽川水系連絡導水路により異常湧水時¹にも〔 40m³/s 〕)
3. 維持流量の回復
 - 3 - 1 さらに新たな施設を計画し整備する〔 50m³/s 〕

河川管理者としての選択

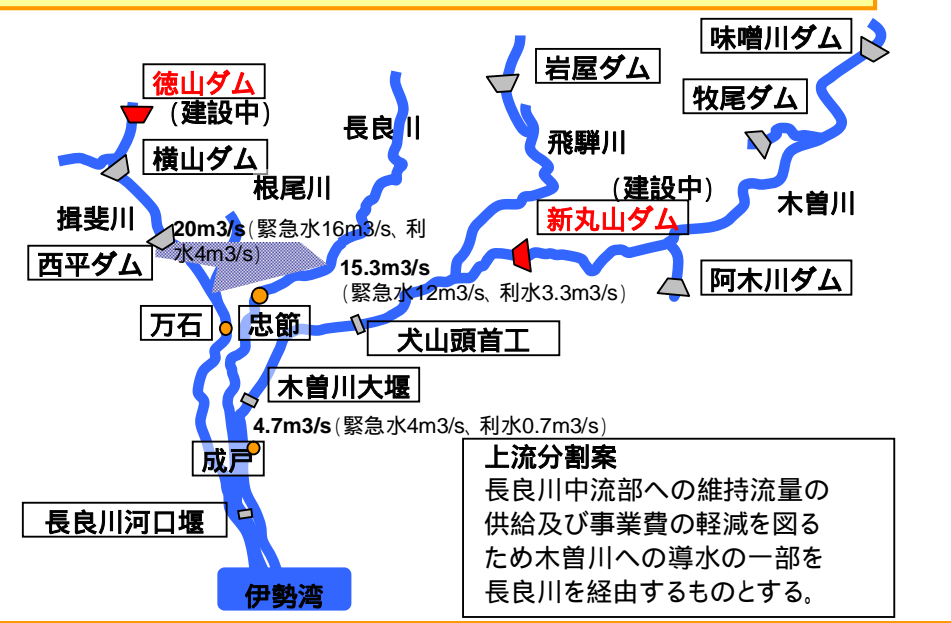
¹ 平成6年湧水相当

2 - 1 と 2 - 2 を選択

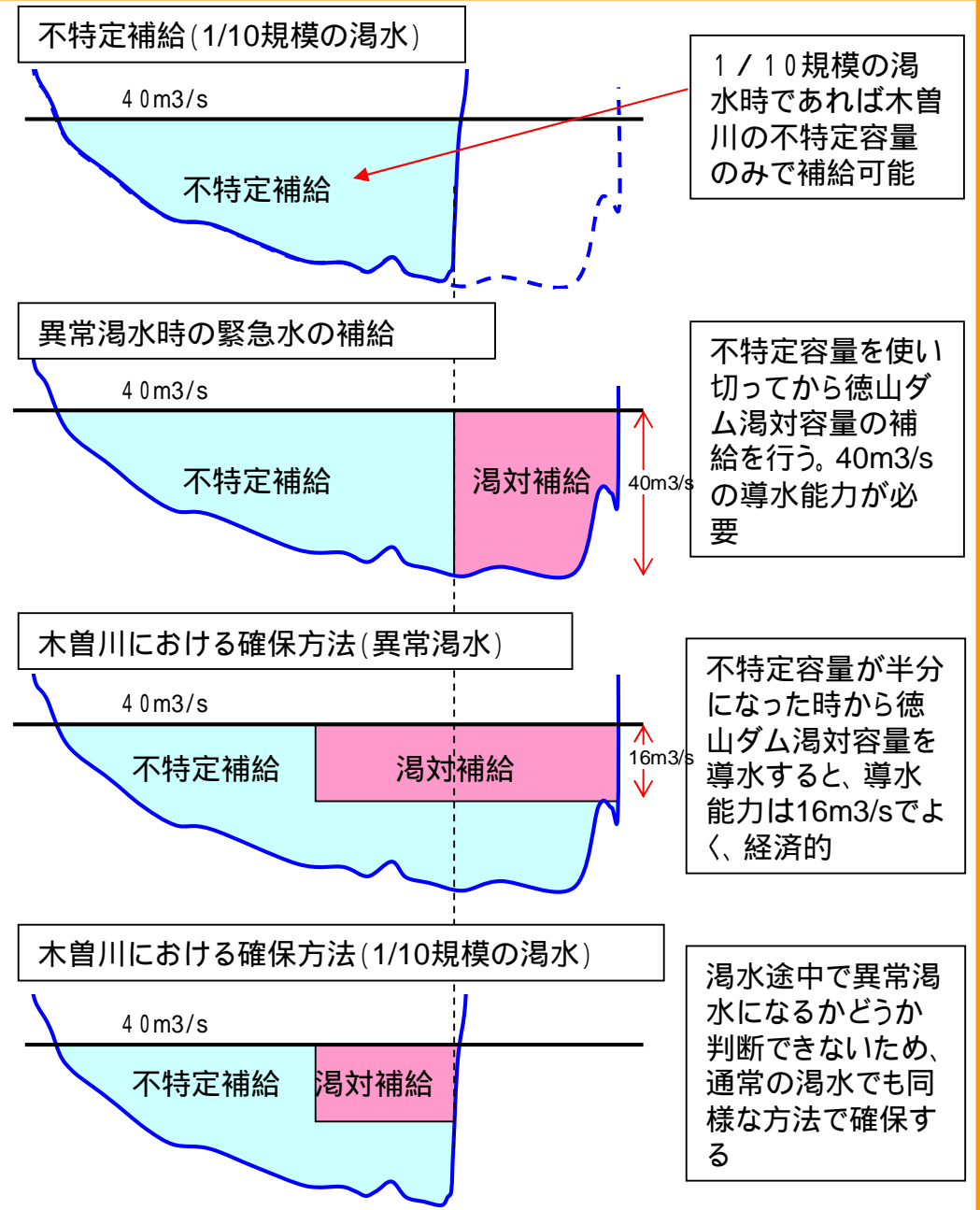
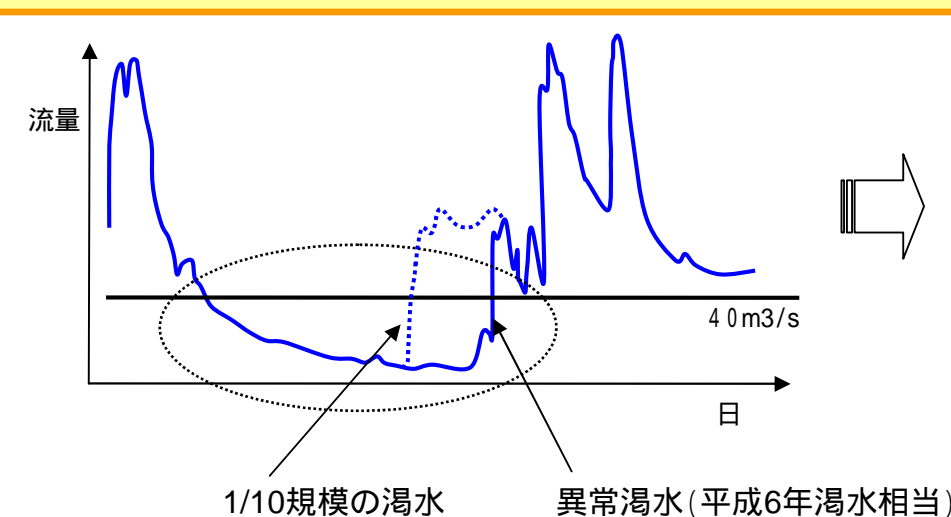
- ・新丸山ダム及び木曽川水系連絡導水路の整備により、異常湧水時¹においても維持流量の一部を回復すると共に水利用の合理化を推進する。

なお、3 - 1 のシナリオは、人口動態や気候変動に伴う年降水量の変動を見極めてから議論すべきシナリオで、現時点では非現実的であると考え

木曽川水系連絡導水路のルート（上流分割案）



木曽川上流ダムの不特定容量と徳山ダム湧水対策容量による木曽成戸地点40m³/s確保の仕方（イメージ）



このため、1/10規模の湧水時でも湧水対策容量の水が流れることになる。

河川整備計画の目標(案)

流水管理・水利用の目標〔長良川〕

実績の湧水流量(忠節地点)

1/10規模の湧水時の流量 約 16m³/s

異常湧水時の最小流量(平成6年) 約 7m³/s

目標とする維持流量(忠節地点)

動植物の生息 約 26m³/s

考えられる選択肢

1. 維持流量は現状のまま
 - 1 - 1 何もしない〔 16m³/s 〕
2. 維持流量の一部を回復
 - 2 - 1 水利用の合理化を推進する〔 + 〕
 - 2 - 2 徳山ダム湧対容量の水を長良川に流さない(導水路 上流一通案)
1/10規模の湧水時〔 約16m³/s 〕 異常湧水時¹〔 約7m³/s 〕
 - 2 - 3 徳山ダム湧対容量の水の一部を長良川に流す(導水路 上流分割案)
1/10規模の湧水時〔 約20m³/s 〕 異常湧水時¹〔 約11m³/s 〕
3. 維持流量の回復
 - 3 - 1 さらに新たな施設を計画し整備する〔 26m³/s 〕

¹ 平成6年湧水相当

河川管理者としての選択

2 - 1 と 2 - 3 を選択

- ・木曽川水系連絡導水路を上流分割案で整備することにより、異常湧水時¹においても維持流量の一部を回復すると共に水利用の合理化を推進する。

なお、3 - 1 のシナリオは、人口動態や気候変動に伴う年降水量の変動を見極めてから議論すべきシナリオで、現時点では非現実的であると考え

河川整備計画の目標(案)

流水管理・水利用の目標〔揖斐川〕

実績の湧水流量(万石地点)

1/10規模の湧水時の流量 約 $4\text{m}^3/\text{s}$

異常湧水時の最小流量(平成6年) $0\text{m}^3/\text{s}$

目標とする維持流量(万石地点)

動植物の生息 約 $30\text{m}^3/\text{s}$

考えられる選択肢

1. 維持流量は現状のまま
 - 1 - 1 何もしない
2. 維持流量の一部を回復
 - 2 - 1 水利用の合理化を推進する〔 + 〕
 - 2 - 2 徳山ダムにより1/10規模の湧水時及び異常湧水時¹に〔 $20\text{m}^3/\text{s}$ 〕
3. 維持流量の回復
 - 3 - 1 さらに新たな施設を計画し整備する〔 $30\text{m}^3/\text{s}$ 〕

¹ 平成6年湧水相当

河川管理者としての選択

2 - 1 と 2 - 2 を選択

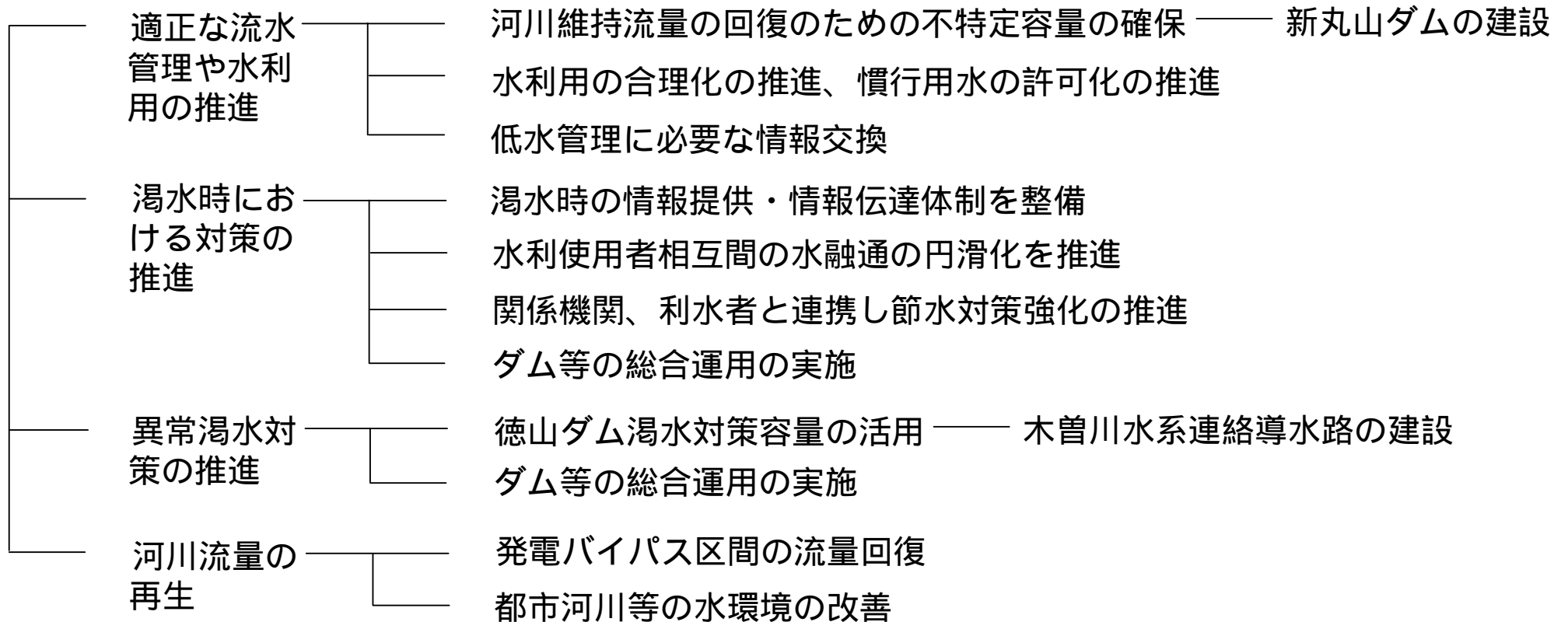
- ・徳山ダムにより、異常湧水時¹においても維持流量の一部を回復すると共に、水利用の合理化を推進する。

なお、3 - 1 のシナリオは、人口動態や気候変動に伴う年降水量の変動を見極めてから議論すべきシナリオで、現時点では非現実的であると考え

主要な整備メニュー（案）

流水管理・水利用の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



河川整備計画の目標(案)

環境の目標

豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある河川環境を目指す

河川環境の保全整備については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われた又は劣化した環境の再生に努める。

川と人とのふれあい拠点の整備について、木曽三川を特徴づける歴史的、自然的、文化的な河川景観や親水空間としての良好な水辺景観の保全・整備を図るとともに、沿川に存在するまち並みと調和した水辺空間の保全、活用に努める。

河川の特性を踏まえた維持管理については、良好な自然環境を保全し、適正な河川利用が図られるよう維持管理に努める。

水質の維持・改善については、木曽三川の良好な水質を維持し、都市域からの排水の流入により悪化している一部の支川の水質については、水質浄化等により改善に努める。

木曽川

雄大な木曽川らしい多様で変化に富む自然環境および、木曽川を特徴づける動植物が今後も生息できる生息・生育環境を保全・再生することを目標とする。

長良川

清流である長良川は、1300年の歴史を持つ鵜飼が営まれ、水浴場として利用されるなど、川と人との関わりが深い河川であり、その前提となる良好な自然環境を保全・再生することを目標とする。

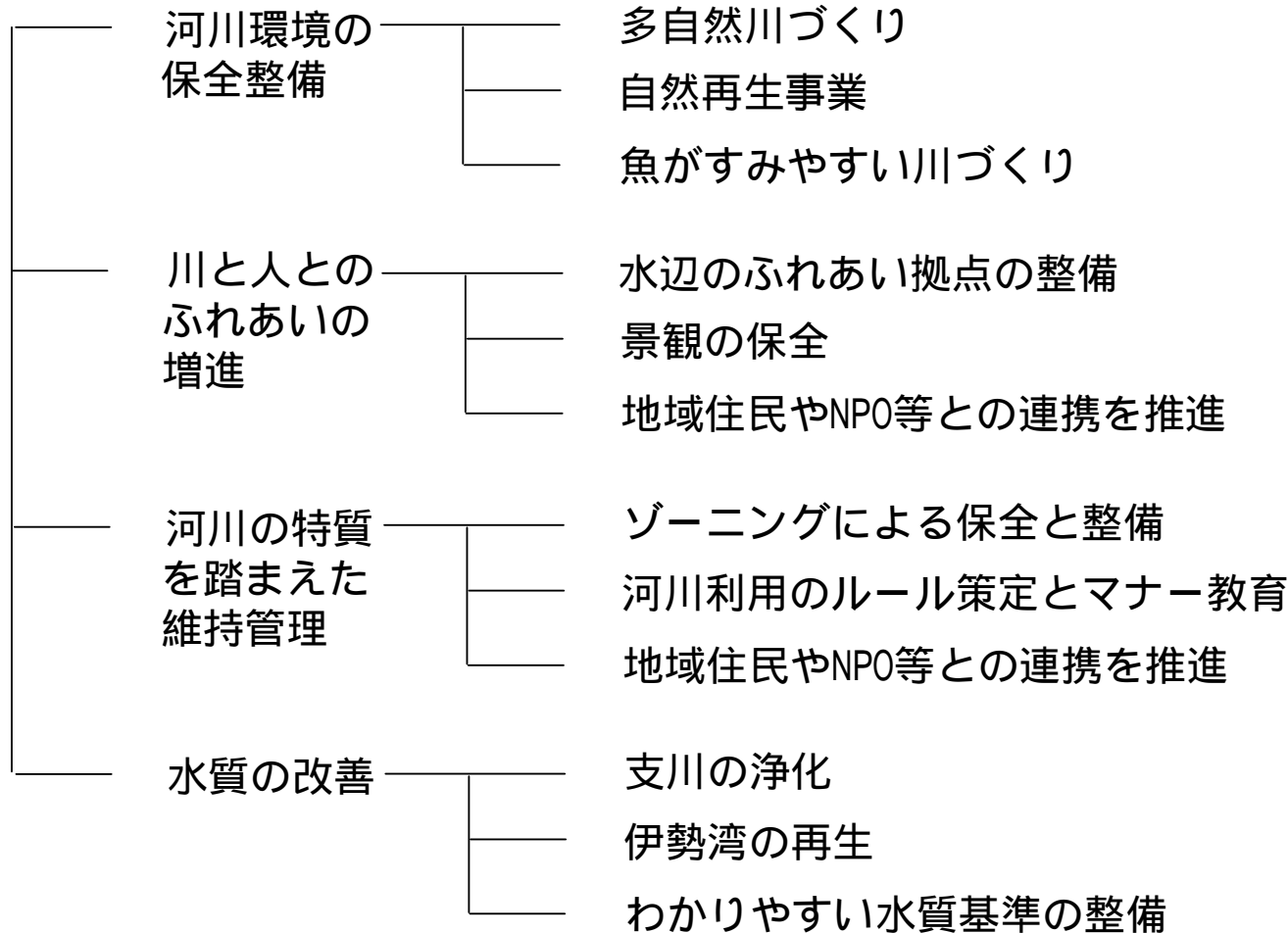
揖斐川

揖斐川特有の豊かな湧水・水際環境を保全・再生するとともに、床固や堰などの構造物や湯水時の瀬切れ等により失われている連続性を回復し、生物のすみやすい河川環境を保全・再生することを目標とする。

主要な整備メニュー（案）

環境の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

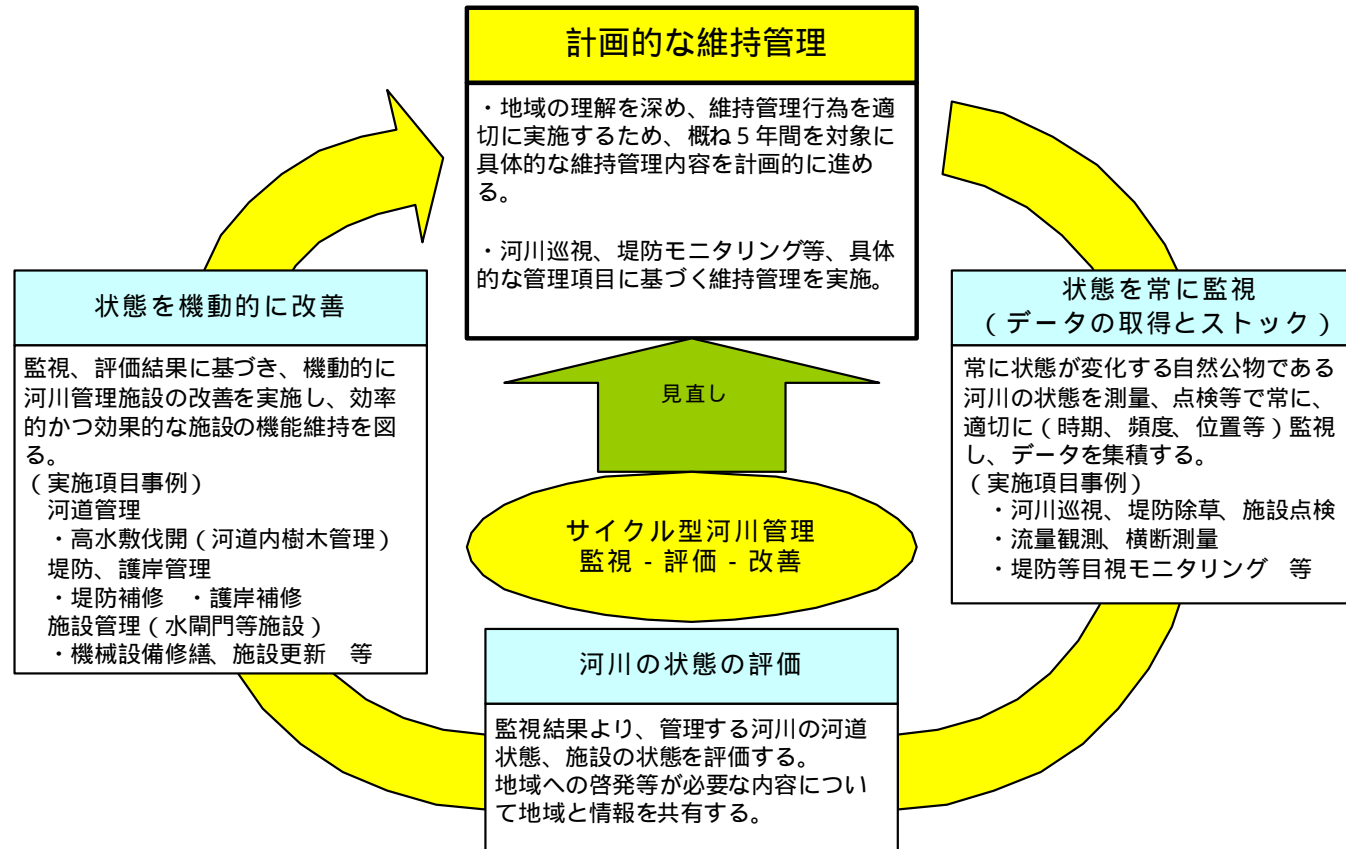


主要な整備メニュー（案） 維持管理の考え方

維持管理の実施にあたっては、木曾三川の河川特性を十分に踏まえる。

河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切に進めるため、計画的に維持管理を行う。

河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく計画の見直しを一連のサイクルで行い、効率的・効果的に実施する。

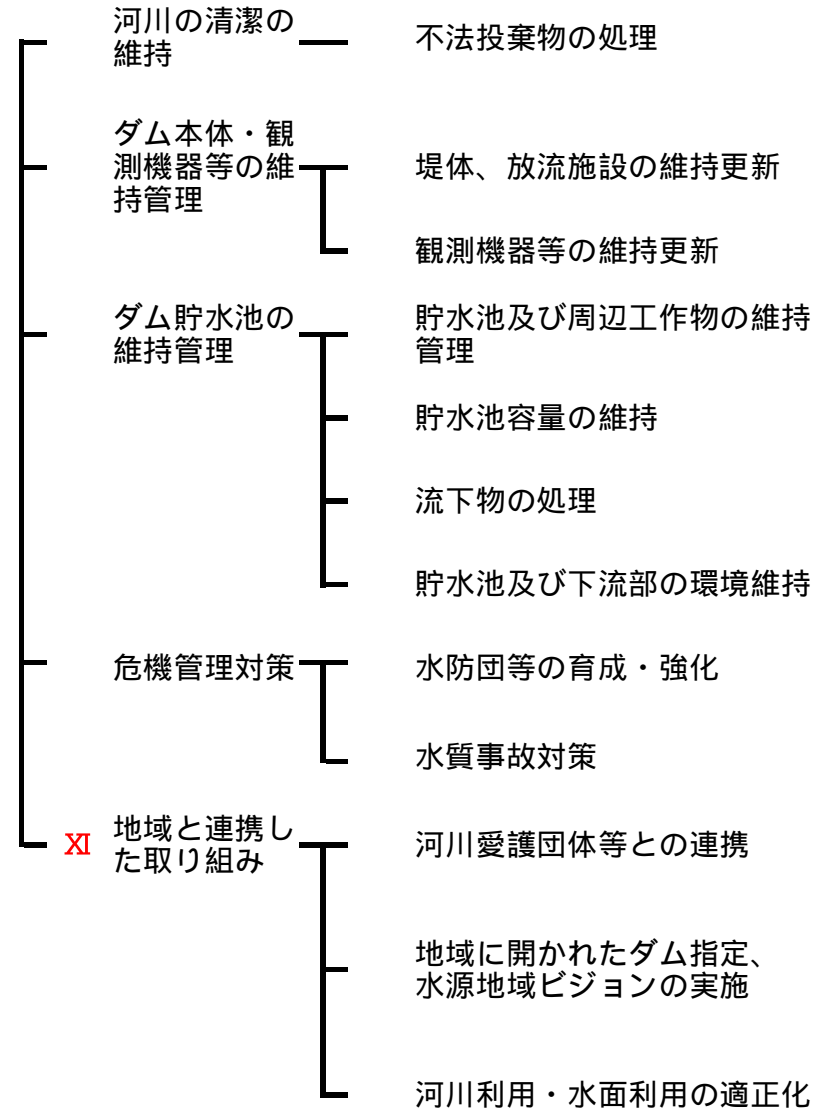
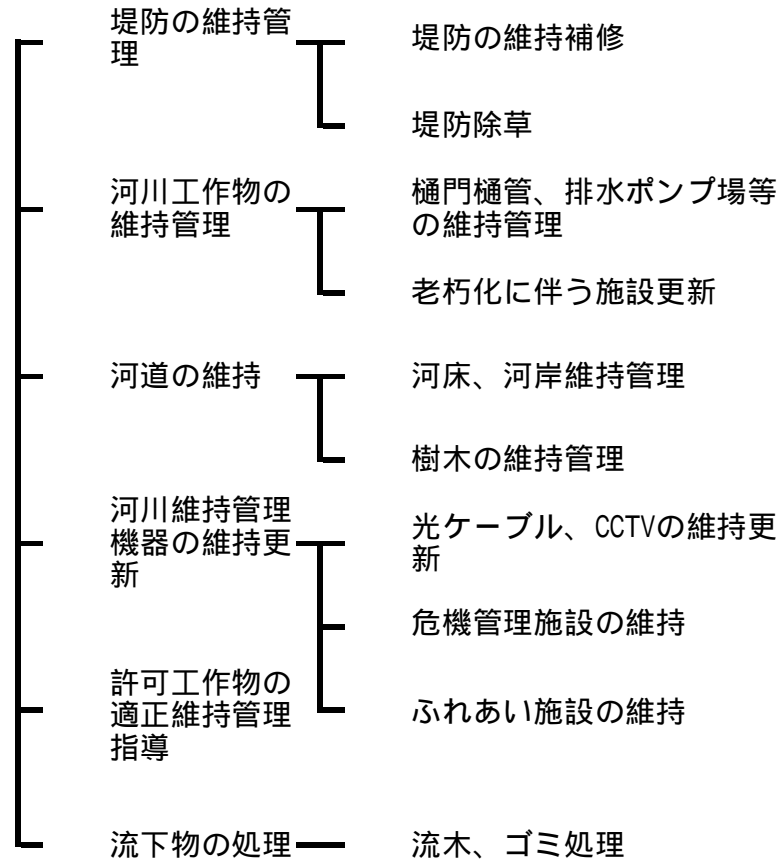


サイクル型維持管理のイメージ

主要な整備メニュー（案）

維持管理の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)



主な整備メニュー（案） 総括表

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3項、二)

